

世田谷区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 手引き（事業者向け）

世田谷区では、重症心身障害児（者）等を支える家族等の介護負担の軽減並びに就労の支援を図るため、自宅に訪問看護ステーションから看護師を派遣し、家族等が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業です。

1 対象者

世田谷区にお住まいで、ご家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けて生活している方のうち、以下のいずれかに該当する方。

- ① 重度の知的障害（愛の手帳1・2度程度）かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳1・2級程度で、自ら歩行ができない）の方で、18歳未満の時にその状態になった方
- ② 重症心身障害児に該当しない医療的ケア（表1参照）が必要な18歳未満の障害児
※訪問看護を受けていない方は、医師に相談のうえ、訪問看護の手続きを取ってください。
※障害者総合支援法の居宅介護等により、医療的ケアを含む支援が受けられる方は、障害者総合支援法によるサービスが優先されます。

（表1）医療的ケア

①	人工呼吸器管理※1	⑦	中心静脈栄養（IVH）
②	気管内挿管、気管切開	⑧	経管（経鼻・胃ろう含む。）
③	鼻咽頭エアウェイ	⑨	腸ろう・腸管栄養
④	酸素吸入	⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む。）
⑤	6回／日以上の高頻回吸引	⑪	定期導尿（3回／日以上）※2
⑥	ネブライザ 6回／日以上又は継続使用	⑫	人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。

※2 人工膀胱を含む。

2 サービスの内容

自宅に訪問看護ステーションから看護師を派遣し、家族の方が日頃行っている医療的ケア（人工呼吸管理、栄養管理、排泄管理等）や療養上の世話（食事介助、排泄介助、体位交換等）を家族の方に替わって提供します。サービス利用時間内に、家族が就労活動をすることも可能です。

- ※ 調理、洗濯など家事の援助や入浴、外出に伴う介護は行えません（通常の訪問看護で行っている全てのケアを提供する事業ではありませんのでご注意ください）。
- ※ 安全にサービスを提供するため、利用できる事業所は、現在、利用者本人に訪問看護を提供している事業所のみとなります。
- ※ 派遣可能な曜日、時間帯は事業所により異なります。
- ※ 就労の形態（パート・アルバイト、正職員、自営業、フリーランス等）は問いません。就労活動としてハローワークに行くことや、採用面接等も対象となります。

3 利用回数

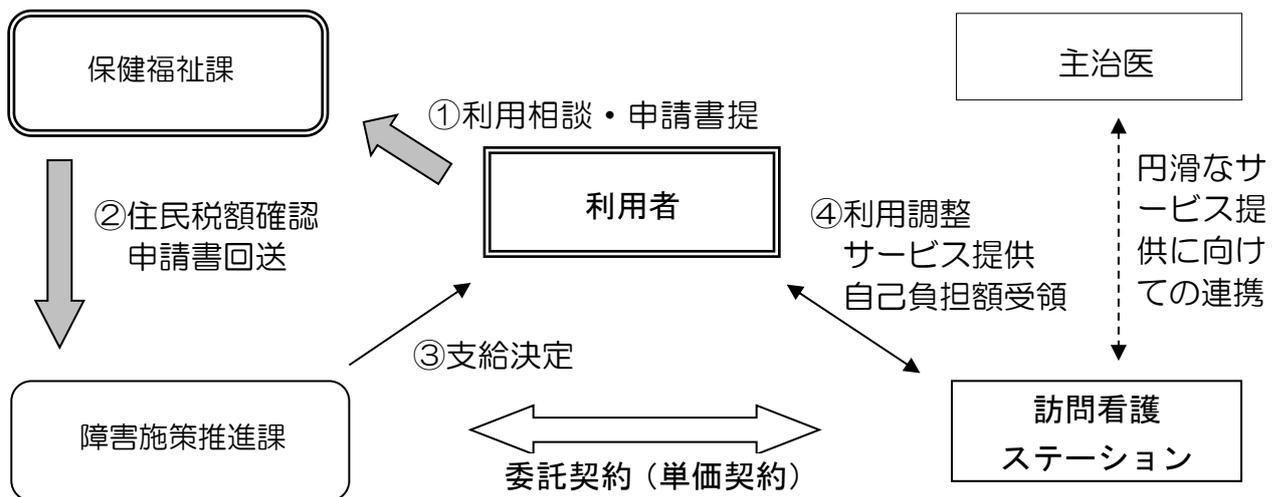
1回につき2時間から4時間までの30分単位とし、年間144時間まで。

※ 原則として2回分を連続して利用することは出来ませんが、次の場合に限り、連続した利用ができます。なお、ご利用の際は利用者とあらかじめご相談ください。

- ① 訪問看護と本事業を組み合わせる利用する場合。
- ② 利用内容の片方が、「就労を理由とする利用」である場合。

※ キャンセルされた場合は、利用時間にカウントされません。

4 利用までの流れ



(1) 利用者がお住まいの地域の保健福祉課にて利用申請を行います。(上図①、②)

※ 主治医の意見書等をご作成いただく場合があります。

(2) 支給決定後、区から利用者と事業者宛てに利用決定通知書を送付します。(上図③)

(3) 利用者と事業者で利用調整をしてください。(上記④)

※ 利用のための連絡方法等は、あらかじめ事業者から利用者にご案内ください。

この事業は、医療的ケアの内容、緊急時の対応方法についての個別性が非常に高く、安全なサービスを提供するために、利用者にサービスを提供する事業所は日頃から利用者本人に対し訪問看護を提供している事業所に限っています。訪問看護事業所と区との間で契約を締結していない場合は、障害施策推進課までご連絡ください。障害施策推進課から訪問看護事業所に契約締結の依頼を行い、契約締結後に利用者のサービス利用を決定いたします。

5 単価・利用者負担

◎ 単価額

世帯の課税状況	区分	2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間
生活保護受給世帯・区民 税非課税の世帯	利用者負担 免除	15,000 円	18,750 円	22,500 円	26,250 円	30,000 円
障害者で区民税所得割 16万円未満の世帯	一般1 (障害者)	14,630 円	18,290 円	21,950 円	25,610 円	29,260 円
児童で区民税所得割 28 万円未満の世帯	一般1 (障害児)	14,820 円	18,530 円	22,230 円	25,940 円	29,640 円
上記以外の世帯	一般2	13,500 円	16,870 円	20,300 円	23,620 円	27,000 円

◎ 利用者負担金

世帯の課税状況	区分	2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間
生活保護受給世帯・区民 税非課税の世帯	利用者負担 免除	0円	0円	0円	0円	0円
障害者で区民税所得割 16万円未満の世帯	一般1 (障害者)	370円	460円	550円	640円	740円
児童で区民税所得割 28 万円未満の世帯	一般1 (障害児)	180円	220円	270円	310円	360円
上記以外の世帯	一般2	1,500 円	1,880 円	2,200 円	2,630 円	3,000 円

※ 派遣予定日の前営業日（営業時間内）以降のキャンセルについては、上記の利用者負担金が生じます。

6 お問い合わせ先

- ◎ 利用に関する申請について 各総合支所 保健福祉課
 電話 (世田谷) 03-5432-2865
 (北沢) 03-6804-9355
 (玉川) 03-3702-2092
 (砧) 03-3482-8198
 (烏山) 03-3326-6115
- ◎ 制度・契約にについて 障害福祉部 障害施策推進課 事業担当
 電話 03-5432-2414